

令和 8 年 8 月 14 日

大阪市長 横山 英 幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、
高齢者の医療の確保に関する法律第112条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、住吉区役所保険年金課
に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考	氏 名	備 考
木下 茂男			

令和8年 8月14日

大阪市長 横山 英幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いましたが、所在不明のため送達不能となりましたので、
高齢者の医療の確保に関する法律第112条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、住吉区役所保険年金課
に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考	氏 名	備 考
大面 輝代			
浅井 ユキ子			
前田 益司			
木下 茂男			
中川 二郎			